

定額減税補足給付金額の計算方法

(1) 「**所得税**分控除不足額」の算出方法

$$\begin{array}{|l} \text{定額減税可能額} \\ 3 \text{万円} \times (\text{本人} + \text{扶養親族数}) \end{array} - \begin{array}{|l} \text{令和6年分推計所得税額 (定額減税前)} \\ = \text{令和5年分所得税額 (実績)} \dots \ast \end{array} = \text{①所得税分控除不足額}$$

(2) 「**個人住民税所得割**分控除不足額」の算出方法

$$\begin{array}{|l} \text{定額減税可能額} \\ 1 \text{万円} \times (\text{本人} + \text{扶養親族数}) \end{array} - \begin{array}{|l} \text{令和6年度分個人住民税所得割額} \\ (\text{定額減税前}) \end{array} = \text{②個人住民税所得割分控除不足額}$$

➡ 定額減税補足給付金額 = ① + ② (一万円単位で「切り上げて」算出)

(例) ①+②の合計が

- ・ 0円超1万円以下の場合 → 1万円
- ・ 1万円超2万円以下の場合 → 2万円
- ・ 7万円超8万円以下の場合 → 8万円

※令和6年分所得税額は、令和6年中には確定しないため、前年の令和5年分所得税額を用いて、令和6年分所得税額とみなします。令和6年分の所得税額が確定した後、当初の給付額に不足があることが判明した場合は、追加で令和7年に給付を行う予定です。